

平成29年度の拡充について

1 医師修学資金貸付制度

○ 平成29年度当初予算

	長期支援コース (平成21年度から)	ふるさと医師支援コース (平成26年度から)	集中支援コース (現在募集なし)
貸付対象 募集人数	千葉大：20名 日本医科大：4名 順天堂大：4名 帝京大：5名 東邦大：5名	10名 千葉県出身者で、県外の大学医学部に入学した者	※平成26年度より 新規募集停止
貸付金額	○国公立大：月額15万円 ○私立大：月額20万円	月額15万円 (国公立大・私立大共通)	月額5万円 ※平成25年度末時点で既に貸付けを受けている者のみ
加算枠 (産婦人科コース)	対 象：現在、長期支援コース又はふるさと医師支援コースの貸付を受けている者であって、将来、県内の病院又は診療所の産科医（産婦人科又は産科において医師の業務に従事する医師（分娩を取り扱う医師））として、従事しようとする大学4年生以上の医学生 貸付枠：2名 加算額：5万円/月 事業期間：平成33年度まで（新規貸付は平成31年度まで） その他：原則、就業先は山武・長生・夷隅など産科医が不足する医療圏内とする。		
貸付期間	正規の修学期間を経過するまでの期間		
診療科	指定なし（産婦人科コースは、産科又は産婦人科）		内科、外科、産科、産婦人科、小児科、麻酔科、救急科のいずれか
返還免除	医師免許取得後、貸付期間の1.5倍の期間、知事が定める病院に勤務したとき		医師免許取得後、4年間、知事が定める病院に勤務したとき
返還の猶予期間	医師免許取得後、最大で4年間（出産や育児等での休暇、大学院博士課程への進学、他県での臨床研修、海外留学などが可能。）		原則なし
キャリアアップ支援	各大学での支援のほか、「千葉県地域医療支援センター」の専任医師であるキャリアコーディネータが、医師としてのキャリア形成を支援 また、専門医の取得などが図れるよう配慮		

○ 平成29年6月補正予算（案）

(1) 長期支援コース

[貸付対象] 県内の大学医学部、知事が指定する県外の大学医学部（順天堂大学、日本医科大学、帝京大学、東邦大学）の学生

[貸付枠] 当初 38名⇒ 6月補正 48名（+10名の拡充）

(2) ふるさと医師支援コース

[貸付対象] 県外の大学医学部の学生（※大学の限定はありません。）

[貸付枠] 貸付枠：当初 10名⇒ 6月補正 15名（+5名の拡充）

◎新規貸付枠：H29年度当初 48名⇒ 6月補正 63名（+15名の拡充）

2 保健師等修学資金貸付制度

○ 平成29年度当初予算

貸付対象	看護師等学校養成所の在學生で、将来千葉県内で保健師等の業務に従事しようとする者 (県外校の在學生については、県内在住者等に限る)
募集人数	県内 530名 県外 30名 (合計 560名)
貸付金額 (月額)	保健師修学資金、助産師修学資金、看護師修学資金 (国公立) 16,000円 (その他) 18,000円 准看護師修学資金 (国公立) 7,500円 (その他) 10,500円
免除要件	県内で保健師等の業務に5年間従事した場合、全額免除

○ 平成29年度6月補正予算(案)

保健師等修学資金貸付事業

[貸付枠]

当初560名(県内530名+県外30名)

⇒6月補正590名(県内560名+県外30名)(+30名の拡充)

1. 平成 30 年度以降の制度見直しの概要

○地域医療介護総合確保基金を活用する場合の条件として、新たに以下の条件が提示された。(平成 29 年 2 月 14 日付け厚生労働省通知)

【条件】

○平成 30 年度以降、新規に修学資金の貸与を行う学生については、1、2 及び 3 の全ての要件を満たす場合に限り地域医療介護総合確保基金の配分対象とする。

1. 地域医療介護総合確保基金を活用した事業の対象者について

都道府県内出身者に限ること。

2. 貸与した修学資金の返還免除に係る要件について

次の要件を満たすこと。

① 都道府県内の基幹型臨床研修病院のプログラムに基づく臨床研修に参加すること。

② 都道府県（地域医療支援センター等）が策定する「キャリア形成プログラム」に参加すること。

※キャリア形成プログラム策定にあたっての留意事項

- ・キャリア形成プログラムは、当事者である医学生及び医師並びに医師確保等に係る地域の関係者が加わって策定
- ・医師のローテーションに係る配置方針は都道府県医療審議会等で決定
- ・プログラムにおける就業義務年限は、貸与期間の 1.5 倍以上
- ・都道府県が医療計画等に明記した医師不足地域等での就業期間は 4 年以上など（P 3 別紙「キャリア形成プログラムについて」参照）

3. 貸与した修学資金の貸付金利について

適切な金利を設定すること。

(参考) 義務年限中の医師ローテーションに関わる配置方針のイメージ

免許 取得後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
現在	県内 初期臨床研修		① 後期研修(4年間) + ②地域の病院※(3年間)						
30年度 以降	県内 初期臨床研修		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の病院での勤務を4年以上 ・キャリア形成プログラム(初期研修も含む)に参加する 						

※ 地域の病院

「医師修学資金受給者配属先選定会議」で決定し、受給者は以下の病院リストより、希望する就業先病院を選択する。

千葉医療圏	千葉市桜木園	山武長生夷隅 医療圏	大網白里市立国保大網病院
東葛南部 医療圏	市川市リハビリテーション病院		さんむ医療センター
	船橋市立リハビリテーション病院		東陽病院
	柏市立柏病院		公立長生病院
	松戸市立福祉医療センター東松戸病院		いすみ医療センター
香取海匝 医療圏	千葉県立佐原病院	安房医療圏	東千葉メディカルセンター
	国保多古中央病院		鋸南町国民健康保険鋸南病院
	国民健康保険小見川総合病院		南房総市立富山国保病院
	東庄町国民健康保険東庄病院	鴨川市立国保病院	
	銚子市立病院	君津医療圏	国保直営君津中央病院大佐和分院
	国保匝瑳市民病院	市原医療圏	千葉県循環器病センター

キャリア形成プログラムについて

○キャリア形成プログラムの定義

「キャリア形成プログラム」(以下「プログラム」という。)とは、主に地域枠で入学した者(以下「医学生」という。)及び地域枠で入学し、卒業後医師免許を取得した者(以下「医師」という。)を対象として、地域医療に従事する医師のキャリア形成上の不安解消、医師不足地域・診療科の解消を目的として、都道府県(地域医療支援センター等)が主体となり策定された医師の就業に係るプログラムをいう。

○プログラム策定に当たっての留意事項

プログラムの策定に当たっては、キャリア形成の当事者である医学生及び医師、並びに医師確保等に関わる地域の関係者が加わって策定することが必要である。

また、プログラムは医師不足地域・診療科の解消等を図る観点から、都道府県医療審議会や地域医療対策協議会等の医療計画に関係する会議等(都道府県議会における条例制定のための審議を含む。)において、就業義務年限のうち最低限何年間どの地域や診療科で勤務するなどの医師のローテーションに係る配置方針を決めた上で、当該方針を踏まえて具体的に策定することが必要である。

プログラムにおける就業義務年限は、貸与期間の1.5倍(臨床研修の期間を含む。)以上とすることを基本とし、うち、都道府県が医療計画又は都道府県計画に明記した医師不足地域の医療機関又は特に不足する診療科での就業期間を4年間(貸与期間が6年間ではない場合はその2/3)以上とする。ただし、へき地医療拠点病院等のへき地の医療に従事することを含む場合には、3年間(貸与期間が6年間ではない場合はその1/2)以上とする。

○プログラムに記載すべき事項

プログラムは、

- ・プログラム全体の就業義務年限
 - ・就業先となる地域や医療機関の規模等ごとにグループ化された医療機関群(具体的な地域や医療機関名を含む。)
 - ・医療機関群ごとの就業期間
 - ・取得可能な専門医等の資格や習得可能な知識・技術(上部消化管内視鏡等)
 - ・出産・子育て期間は就業義務年限を中断することができる等の配慮事項
- など必要な情報が明示され、明示された選択肢の中から対象者が具体的な就業先等を選択できるものとする。

2. 新たな厚生労働省方針を踏まえた医師修学資金貸付事業の対応

【対応案】

平成30年度以降の医師修学資金貸付制度について、4回程度医療対策部会を開催して審議を行い、平成29年11月頃までに本制度の方針について決定する。

なお、「キャリア形成プログラム」については、医療対策部会において、医師ローテーションに係る配置方針を決定し、具体のプログラムについては、地域医療支援センターにワーキンググループを設置して、当該配置方針に基づき検討を行い、「医師修学資金受給者配属先選定会議」で決定する。

【医療対策部会における主な審議事項】

- 平成30年度以降の医師修学資金貸付制度について（貸付対象者等）
- キャリア形成プログラムにおける医師ローテーションに係る配置方針

【開催スケジュール（想定）】

- 第1回 6月 修学資金貸付事業（新たな条件への対応）に係る審議の進め方
- 第2回 7月 ①平成30年度以降の対応方針の決定
②キャリア形成プログラムにおける医師ローテーションに係る配置方針について
③キャリア形成プログラムWGの設置について
- 第3回 10月 ①平成30年度以降の医師修学資金貸付制度（案）の提示
②キャリア形成プログラムにおける医師ローテーションに係る配置方針の決定
- 第4回 11月 平成30年度以降の医師修学資金貸付制度の承認

※1 審議の状況、国の動向等により変更になる場合があります。

※2 平成29年度第2回医療対策部会においては、併せて新たな専門医制度に係る専門研修プログラムについて、協議いただく予定です。